事後審査型一般競争入札の導入について

一般競争入札の執行について、従来の一般競争入札では、開札前に入札参加希望者全員に対して入札参加資格の審査を行う「事前審査型」を採用していましたが、入札事務手続き期間の短縮や入札契約事務の効率化を目的に、事後審査型一般競争入札を導入します。

なお、「事後審査型」とは、入札前の入札参加資格の審査は行わず、開札後に一旦落札決定を保留にし、最低価格入札者（落札候補者）のみ入札参加資格の審査を行ったうえで、落札者を決定する方式です。

〇対象案件　　　１，０００万円以上の建設工事（総合評価落札方式は除く）

〇適用開始日　　令和６年１０月１日以降の公告から適用します

〇申請から契約までの流れ

　ステップ１　入札参加申請

　　　　　　　　入札参加申請書のみ提出します。（別紙様式第４号）

※受付時には申請書の写しをとり控えとして写しを返却

　ステップ２　入札（開札）

　　　　　　　　入札は対面方式（いままでと同様）にて執行します

落札候補者１位及び落札候補者２位の会社名を読み上げ

※入札額、予定価格、失格価格は発表しません

　ステップ３　資格確認書類の提出

落札候補者１位は指定された期日（入札日の翌日を予定）まで

に必要な書類（別紙様式第６号及び添付書類）を提出します

　ステップ４　入札参加資格を確認

参加資格を確認できたら落札者として決定します

また、ホームページ上で入札結果を公表します

　　　　　　　　　※入札参加資格が確認できない場合は次順位者から審査

　ステップ５　契約（落札決定した日の翌日から７日以内）

